

見附市選挙管理委員会告示第13号

令和8年2月8日日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及びこれらと同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査における投票及び開票の順序を次のとおり定めた。

令和8年1月27日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

1 投票の順序

まず、衆議院小選挙区選出議員選挙の投票を行い、次に衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票を行う。

2 開票の順序

衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票を同時に行う。